「第2次白老町議会改革の取り組み」

平成14年度~平成18年度

(平成18年3月末現在)

白 老 町 議 会

改革区分	改革の項目	改 革 の 内 容		実	施計	画		具体的な実施状況
以平位刀	以手が売口	ω ∓ υ ri ti	H14	H 15	H16	H17	H18	אר איז יפּא איז יאָר איז
1 議会の議決権の範囲拡大等について	1 専決処分と臨時会のあり方	町長は、本来議会の議決を要する事件について、「議会を招集する暇がない」と認めたときは、地方自治法第79条第1項の規定に基づき、専決処分ができることとしている。(法第180条第1項の議会が指定したものは除く。)しかし、今日の交通・通信手段の発達した時代に「議会を招集する暇がない」ような状況は考えにくく、先例・慣行が理由になっている。したがって、真にやむを得ないものに限定し、原則的には臨時会を招集することについて、今後町理事者と十分検討することとした。			3月			平成16年3月1日付 白老町長へ要請
2 議会機能の充実と 議員の政策論議の活 発化等について	1 議場にパソコン導 入	OA機器の整備により、庁内LANによる「例規検索システム」の導入やCD化による代表・一般質問、会議録」の検索が容易になり効率化が図られている。 したがって、議場における議論の活発化を図るためにも有効活用が期待され、効果が大きいことから、将来に向かって検討することとした。 ただし、入力情報の内容精査や財政事情を十分考慮した中での導入のあり方を検討しなければならない。						設備投資に相当の費用がかかることから、当面は導入せずに検討課題とする。
	2 代表・一般質問の一回目の答弁書を議員に配布	代表・一般質問は、議員が町の行財政全般にわたって所信の表明を求めたり、疑問点をただし、一歩踏み込んで政治姿勢や責任を明確にさせるなど、議員にとってはその政策形成能力を発揮する重要な手段の一つである。 現在、議員はあらかじめ質問内容を通告し、それに沿って町長から答弁を口頭で受け、再質問はその場で判断して行わなければならない。このことは、議論の活発化や公正な方法であるかとの観点で考えたとき議員にとっては、不利なルールとなっている。 したがって、少なくとも町長の一回目の答弁書をあらかじめ(当日)質問議員に配布すべきである。しかし、その結果、議会での質問のやりとりに緊張感を欠き、セレモニー化しているとの批判を受ける一因となることもあるので、今後町理事者と十分検討することとした。			6月			平成16年3月1日付 白老町長へ要請 平成16年第2回定例会から実施 理事者の答弁書 ~ 代表・一般質問者が質問席に着いた時に配布

改革区分	改革の項目	改 革 の	内 容		実	施計	· 画		具体的な実施状況
				H14	H 15	H16	H17	H18	
	3 議員研修の充実	地方分権時代の議員に期待さる。 そのためには、議員を高めていかでいた。 をかいいのでは、議論のでは、議会のでは、議会のでは、議会のでは、議会のでは、議会が必要である。 また、がのでは、である。 また、べきである。	機会づくりや研修に積極的ければならない。 確保するとともに、特に視 、その成果を同僚議員に報 通じて広く町民にも周知す					•	議員会主催による研修会 平成 16 年 7 月 5 日 ・町立病院の役割等について 講師: 白老町立病院長 田辺 文彦 平成 16 年 8 月 3 日 「協働のまちづくり」 ・行政・議会・住民の役割等について 講師: 北大大学院 宮脇 淳 教授 平成 17 年 9 月 5 日 ・議員の発言の仕方・考え方について他 調師: 道議長会事務局長 勢・了三 平成 18 年 2 月 15 日 ・市町村合併推進に係る北海道の考え方と今後の取り組み 講師: 北海道地域振興室町村課 主幹 出来田 眞 氏 平成 18 年 10 月 5 日 ・公立病院の改革と今後の方向性について 講師: 北海道地域振興・計画局市町村課 主査公営企業) 森 弘樹 氏 平成 18 年 11 月 29 日 ・白老町立国民健康保険病院の運営等について 講師: 白老町立居民健康保険病院の運営等について 講師: 供表の運営等について 講師: 供表の運営等について 講師: 供表の医療情勢と公的病院の果たす役割 講師: 供表の医療情勢と公的病院の果たす役割 講師: 供表 18 日 真・主任 斉藤規子 平成 18 年 12 月 16 日 議会の活性化をめざして「通年議会のすすめ」 講師: 全国町村議会議長会 政務・議事調査部長 岡本 光雄 広域研修会 登別市議会との広域連携に関する研修会 ・平成 16 年 5 月 24 日 登別市 広域連携事業について ・平成 17 年 8 月 22 日 白老町 現地調査について ・平成 17 年 8 月 18 日 登別市 登別明日中等教育学校の開校について
	4 正副議長は、後援団 体の役員就任を慎む。	正副議長は、議会における中立性 とに鑑み、公職の候補者(候補者に の後援団体の役員の就任を慎むこと のことについては、公職選挙法の主能 し合せ」事項として明文化し、遵守	なろうとする者も含む。) が適切であると判断し、こ 旨を踏まえ、あくまでも「申	8月					平成14年8月19日 申し合わせ

14 基 区 八	74 T O TO D	改 革 の 内 容 -		実	施計	- 画		
改革区分	改革の項目		H 14	H15	H16	H 17	H18	具体的な実施状況
3 町民に開かれた議 会づくりについて	1 本会議のインターネット中継	近年の情報通信技術の発達により、インターネットを活用した情報提供が可能となり、町においては、今後の情報化時代に対応するため、「地域情報化推進計画」を策定し整備を進めている。 このように、情報化が急速に進む中、インターネットの活用は、情報の迅速化とともに議会を町民に身近なものにし、また、町の直面する課題を「お茶の間」で子どもを交えて話題にできる効果としても期待できる。 現在、議会活動を町民へ周知する手段としては、主に「議会だより」の発行に頼っているところがあるが、インターネットの活用は、新しい議会広報活動の手段として有効的であることから将来に向かって検討することとした。		12月				平成15年2月28日開催の議会運営委員会において、庁内LANを活用した議会中継システムの導入を決定。平成15年第2回臨時会より実験を始め、第2回定例会から庁内LANでの中継を始めた。 平成15年12月2日開催の議会運営委員会において、インターネットでの配信を決定。平成15年12月16日から試験的に実施する。
	2 議会単独のホームページ開設	現在、白老町のホームページに包括された中で、議会の組織・活動状況などを情報提供している。 更に、情報公開を積極的に推進する意味においても、また、 内容を充実、拡大し、質の高いサービスを提供することが議会 と町民の距離感を縮めることにつながる。 このことから、議会単独のホームページを開設することとした。	4月	1月				平成12年9月 会議録(本会議・委員会)のホームページ公開 白老町情報公開条例の施行に伴う公開 平成14年4月 議会ホームページの試行公開 平成15年1月 議会ホームページの運宵 (白老町ホームページでの管理)
	聴を促すとともに、傍	議会を身近に感じてもらうとともに町民の立場に立って慎 重審議に取り組んでいる議会の様子など、議会に関心を持って もらうことが必要である。 このことから、提出者に対して、審査日程等を連絡して傍聴 機会の拡大に努めるとともに、傍聴者への便宜提供として、請 願・陳情書の写しを配布することとした。	•				-	請願・陳情において実施中 平成14年 請願 件・陳情 件 平成15年 " 件・" 件 平成16年 " 件・" 件 平成17年 " 件・" 件
	4 傍聴者との懇談会開催(委員会)	従来までも、特に「移動常任委員会」終了後は、懇談会を積極的に開催し、議会に対する関心と理解を深めるとともに、生の声として町政に反映させてきた。 今後も更に町民の声を直接吸収するなどの広聴活動を活発化させるため、各委員会は積極的に実施することとした。	•				-	移動常任委員会及び各常任委員会(請願・陳情審査)で実施中

改革区分	改革の項目	改 革 の 内 容		実	施計	· 画		具 体 的 な 実 施 状 況
N+E/J	グナッジロ	₩ + ₩ 13 B	H 14	H 15	H16	H 17	H18	
	5 傍聴規則の見直し	地方議会も国会と同様、かっては「神聖な場所」として、傍聴者に対して威儀を正すことをはじめ、厳しい取締りがされてきた。 しかし、議会の活性化や町民に親しまれる議会を目指すためには、もう少し気安く傍聴できるような環境づくりが必要である。このことから傍聴規則における規制について見直しすることとした。						議会運営委員会において継続調査中 議会運営委員会 平成 17 年 7 月 14 日開催審議 平成 17 年 9 月 5 日 " 平成 18 年 2 月 17 日 "
	6 議会に対する意見 等「意見箱」の設置	町民が議会を更に身近に感じ、親しめる議会を目指すため、 広聴活動の一環として、町民の声が活発に届くよう「意見箱」 の設置(FAXでの受付も可能)を検討することとした。						
	7 庁舎入口等に当日 の議会・委員会日程の 案内板設置	従来までも「議会だより・町広報・電光掲示」をはじめ、報 道機関(新聞)に協力をいただき、日程等の事前周知に取り組 んできた結果、傍聴者も年々増加の傾向にある。 今後も更に傍聴機会の拡大を図る一環として、庁舎入口等に 当日の日程案内板等を設置することとした。	9月					平成14年9月より実施
	8 「議会だより」の音 声版の作製	「議会だより」の内容を一部音声版として作製したい旨の要請があった場合は、これにかかわっているボランティアグループと協議し、積極的に対応することとした。						ボランティア団体により、広報新年号において「議長の新年挨拶」を 音声版として障害者へ提供している。
	9 報道関係者の傍聴 席でのパソコン使用	情報通信技術の発達に伴い、最近、報道関係者から傍聴席で記事をパソコンで送信したいとの要請があることを踏まえ、報道関係者と協議し、議事の妨げにならない範囲の中でこれを許可することとした。	9月					平成14年9月定例会より許可(報道機関へ通知)

改革区分	改革の項目	改革の内容		実	施計	画		具体的な実施状況
以单区力	(文学の項目	以 单 00 内 台	H14	H 15	H16	H 17	H18	兵 体 的 な 美 ル 仏 ガ
4 議員報酬・手当等について	1 旅費支給の見直し	交通手段の発達や迅速化に伴い、職員の町内日当は既に廃止され、また、歳出削減の検討の中においても、非常勤特別職の費用弁償の見直しが検討されている。議会においても、このことを踏まえ、町内における費用弁償の日当のあり方について、今後検討することとした。		3月				議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (平成 15 年 3 月 18 日議員提案) ・議会活動に伴う費用弁償について、日当額は、町内 1,000 円、町外 2,500 円(議長 3,000) 円を支給していたが、白老町の第 4 次行政改革による財政健全化の一環として、特別職及び一般職の旅費削減を実施し、胆振管内の日当を廃止したことから、議会としても行政と一体となって財政改革を推進することから、町の削減方針と同一歩調をとることとした。 日当額の削減 町内 1,000 円 廃 止 町外 2,500 円 胆振管内 廃止 (議長 3,000 円)
	2 政務調査費につい ての検討	自治法の改正に伴い、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるとしている。 現在までも使途や効果等について議論を重ねてきたが、今後も引き続き慎重に検討することとした。						議会運営委員会において継続審議し、当面の制度化については、見合わせるものとし、引き続き検討項目とする。
5 事務局体制等の充実について	1 「係」制を廃止し、「スタッフ」制を導入	地方分権によって、要求される議会の政策立案・チェック機能の強化など、議会の活発化を図るため、補助職員として、これに十分応えていかなければならない。 近年は、議会改革での事務改善やパソコン等の活用により、事務の効率化が顕著に表れてきているが、4人の事務局体制で、更に効率的・効果的な事務を執行するためには、柔軟で機動的な「スタッフ」制の導入を図ることが適当と考える。このことは、第4次行政改革における組織管理の見直しの一環でもあることから、町部局と十分協議し検討することとした。				5月		平成 17 年 5 月 1 日付機構改革・人事異動 ・ グループ制の導入 総務係・議事係の統合 (議会グループ) ・ 正規職員 4名 3名 (事務局長、議会グループ主幹、書記) ・ 嘱託職員の配置 1名

改革区分	改革の項目	改 革 の 内 容		実	施 計	画		具体的な実施状況
以羊区力	以半の境日	以 羊 00 /3 甘	H14	H 15	H16	H 17	H18	兵 体 的 な 夫 旭 仏 ル
7 その他改革事項	1.議員の委員への就任制限について	執行機関の委員会・審議会委員への就任見直しの検討をする。				1月		白老町の附属機関(審議会・委員会等)について、申し合わせ事項として、7審議会・委員会等への就任を認めていたが、法律に基づくもの及び中立性を確保するものを除き就任しないこととした。 就任から除いたもの 白老町国民健康保険運営協議会 白老町地方港湾審議会 白老町立国民健康保険病院運営審議会 対任を可としたもの 白老町表彰審議会 (中立性)白老町民生委員推薦会 (法律)白老町都市計画審議会 (法律)白老町青少年問題協議会 (法律)
	2.議員報酬等について	就任及び退任に伴う議員報酬等の日割計算について		3月				議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (平成15年3月18日議員提案) ・報酬は、就職した月にあってはその就職の日から、任期満了、辞職、 失職、除名又は議会の解散によりその職を離れた日の属する月にあって はその日まで、その月の現日数を基礎として日割計算によって報酬を支 給する。ただし、死亡によるときは、その月の報酬の全額を支給する。
		議員報酬等の削減、議員の期末手当支給割合の変更について		11月				議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (平成15年11月18日議員提案) ・平成16年6月及び12月に支給することとなる期末手当の額については、第4条第2項の規定に基づき得られる額から、議長にあっては288,500円、副議長にあっては157,000円、常任委員長・議会運営委員長にあっては92,500円、議員にあっては88,000円をそれぞれ減じて得た額とする。 このたび特別職においては、財政運営の確立を図るための一環として、給料の減額措置を講じたことから議会としてもこの姿勢を重く受け止め、行政と一体となっての難局に取り組むため、平成14年度及び15年度に引き続き16年度も実施するため改正する。(削減額となる計算上の対象期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に支給される報酬・期末手当の総額から議長11%、副議長7.5%、常任委員長議会運営委員長5%及び議員5%相当額を削減し、その削減相当額を2分割して6月及び12月支給の期末手当から削減するものである。)

改革区分	改革の項目	検 証 結 果 と 今 後 の 取 り 組 み		実	施計	画		具体的な実施状況
以半区力	以半の項目	快能為未とう後の取り組み	H14	H 15	H16	H 17	H18	兵 体 的 な 美 心 仏 ル
1.議員定数について	1 . 議員定数の見直し	地方分権、行政改革ははじめ、町民福祉の向上など、まちづくりに多くの課題解決を目指さなければならないとともに市町村合併の動向など、これに対応する議会の権能・チェック機能をはじめ議会の果たす役割は益々重大になっている。 多様化する社会において多くの町民意思を反映し、町民の代表者として、更にその役割を果たす必要がある。 これらを十分勘案し、当面、現状維持の20名を議員定数とした。 課題として将来的には、町民参加の中で定数のあり方を検討する必要性がある。			•		•	議会運営委員会において継続審議中
2.議員の視察研修について		各常任委員会は、このことを深く認識し、効率的で有意義な目的・日程になることを十分踏まえて取り組んだ。 今後も目的・日程等を十分協議し、有意義な所管事務調査を実施する努力が必要である。				1月		平成 15 年の議会解散により改選期(1 1月8日任期)が年度中途になることから、視察方法を改めて期間を短縮とした。 第1年次 15.11.9~16.11.8(実施) 4 泊5日 3 泊4日(変更) 第2年次 16.11.9~17.11.8 第3年次 17.11.9~18.11.8(実施) 2 泊3日 1泊2日(変更) 第4年次 18.11.9~19.11.8
		現在まで、13名(H2~H8)を派遣してきたが、全道的な 状況を見ると、平成13年度で17町村27名しか参加していな い状況にあり、やはり研修テーマなど、まちづくりに具体的に活 かせる効果が課題になっている。 しかし、有意義なテーマであると判断したときは、実施の方向 で検討すべきものと考える。 また、「申し合せ」により、当選回数3回以上の議員を対象と しているが、検討の余地があり必要に応じ今後見直すことにし た。	•				-	今後の経済情勢、財政情勢を勘案し検討を要する項目
3 . 議員の政策能力向上について	の関与	 各委員会は、この主旨を十分認識し、政策形成過程における所管事務調査を実施したことにより、議論が活発化し、議員の意見が計画等に一部反映されるなど、議会の関与を高めることにつながっている。 今後も各委員会においては、積極的に実施するとともに、議会全体としても、この取り組みを更に重視していく必要がある。 また、行政側と議会側が情報を共有しなければならない事案については、「情報交換の機会づくり」が必要であることから相互で検討することとした。 	•				•	白老町自治基本条例制定に関する特別委員会 平成 17 年 7 月 ~ 平成 18 年 12 月まで調査 議案提案:平成 18 年 12 月(平成 19 年 1 月施行) 白老町立国民健康保険病院の運営に関する調査特別委員会 平成 18 年 6 月 ~ 平成 19 年 3 月まで調査 政策的方針:平成 19 年 3 月

改革区分	改革の項目	検 証 結 果 と 今 後 の 取 り 組 み		実	施計	· 画		具 体 的 な 実 施 状 況
以羊匹刀	汉丰•沙块口		H14	H15	H16	H17	H18	
	2 . 各種制度の十分な活用	必要性に応じ、「参考人」制度を2回活用した。 今後も継続して各種制度を積極的に活用し、議会の権能を高めるとともに活性化を図らなければならない。 また、陳情等の審査時には、必要性に応じ積極的に「参考人」として提出者の出席を求めることとした。	•					総務文教常任委員会 ・陳 情 調 査 「白老町役場内に企業誘致に特化した専門課設置に関する 陳情書」 平成 18 年 7 月 27 日 陳情関係者 3 名を参考人として意見聴取 民生常任委員会 ・陳 情 調 査 「デイサービスセンター建設に伴う福祉車輌購入助成に関する 陳情書」 平成 16 年 2 月 12 日(1 日間) 陳情者(法人)役員等を参考人として招へい 産業建設常任委員会 ・請 願 調 査 「町道竹浦・虎杖浜線未歩道部分の歩道設置に関する 請願書」 平成 16 年 7 月 22 日 請願関係者 4 名を参考人として意見聴取 (傍聴者: 7 名) ・請 願 調 査 「町道柏洋団地東通り」道路拡幅に関する請願書」 平成 17 年 1 月 28 日 請願関係者 4 名を参考人として意見聴取(傍聴者: 20 名) ・所管事務調査 「漁業振興について」 平成 18 年 1 月 19 日 いぶり中央漁協 専務理事、漁業専門員を招へい ・所管事務調査 「観光行政の今後の取り組みについて」 平成 18 年 7 月 31 日 JTB 北海道 観光戦略プロデューサーを招へい
	3.一般質問の活性化	活性化の一環として、平成12年9月定例会から質問席を対面 方式に設置するとともに、平成14年3月定例会から一問一答方 式を採用(試行)し、質問者の持ち時間を45分以内に設定した。 このことにより、緊張感を持った中での議論の活発化と明確な 答弁を引き出すに至ったほか、傍聴者にも分かりやすい会議内容 となり、議員及び傍聴者にも好評である。 今後も引き続き実施することとした。					-	- 般質問の件数 ・ 平成 14 年 延べ 23 人、45 項目 (定例会あたり 5.8 人、11.3 項目) ・ 平成 15 年 延べ 37 人、41 項目 (" 10.2 人、18.5 項目) ・ 平成 16 年 延べ 45 人、86 項目 (" 11.2 人、21.5 項目) ・ 平成 17 年 延べ 19 人、40 項目
	4 . 会派の充実強化	現在5会派を有しているが、必要に応じ各会派ごとに統一見解のための議論や情報交換、勉強会等を実施している。 今後も政策能力向上のため、研修、勉強会等に積極的に取り組 んでいくこととした。	*				•	会派の積極的な取り組みに委ねるものとする。

改革区分	改革の項目	検 証 結 果 と 今 後 の 取 り 組 み		実	施計	· 画		- 具体的な実施状況
汉华区力	以半の項目	快証結末とう後の取り組み	H14	H15	H16	H17	H18	兵 体 的 な 美 ル 仏 ガ
	の整備	現庁舎においては、物理的に図書室の設置は難しい状況にある。また、文書通知などの迅速化を図るためのファックスの設置については、各議員個人において設置されている状況から、これを有効的に活用し効率化を図っている。 特に、例規検索システムのCD化と議員個人のパソコン導入に伴い、インターネットによる会議録の検索も効果が大きいので今後も議員の活用拡大を図ることとした。						
	6 . 議会事務局の体制強化	事務局職員は議員の補佐役として、幅広い専門的能力を備えていかなければならない。 更に、能率的に対応するためには、職員個々の努力は勿論のこと、組織体制のあり方について検討し、2係をスタッフ制に移行し、対応することが適当であると判断する。 また、本会議の会議録作成にも改善を加え、経費の節減を図るほか、職員が反訳していた委員会会議録の作成を町内在住者への委託に切り替えたことにより、迅速化とともに効率化につながっている。 今後は経費の節減も含め、本会議の会議録をも町内在住者への委託に切り替えることができるかどうか検討することとした。						第2次白老町議会改革項目 5-1 (参照)
4.町民に親しまれる議会づくり		各委員会においては、所管事務調査や陳情審査を各地域での開催の必要性を適宜判断し実施してきた。また、委員会終了後は、傍聴者との懇談会に移行し、議会に対する関心と理解を深める役割を果たしてきた。町民が参加しやすい夜間にも開催したことから、傍聴者も増加傾向にあるなど、町民からは、議会の姿勢が変わったとの評価を得ている。今後も、積極的に実施することとし、各常任委員は最低年1回以上、開催するなど「町民に親しまれる議会づくり」を目指すこととした。	•					移動常任委員会 ~ 民生常任委員会

改革区分	改革の項目	検 証 結 果 と 今 後 の 取 り 組 み		実	施計	画		具体的な実施状況
以半区力	以半0万項日	快証尚未とう後の取り組み	H14	H 15	H16	H17	H18	兵 体 的 な 关 ル 1八 ル
		町民の多様化するニーズに応えるため、各議員は積極的に出席し、町民の不満や不信を解消するなど議会の機能と役割を果たすだけでなく、これを町民の声として町政に反映させるなど、議員活動の活発化につながっている。 現在まで6回の出席要請があり、延べ20名の議員が出席している。 今後もこの活用を促すため「議会だより」等で積極的にPRすることとした。	•					平成 18 年 2 月 2 日 要請先:白老消費者協会 出前者:堀部議長ほか 15 名 平成 18 年 3 月 15 日 要請先:阿部牛肉加工株式会社 出前者:正副議長、産業建設常任委員 8 名 平成 19 年 1 月 15 日 要請先:白老消費者協会 出前者:堀部議長ほか 17 名 平成 19 年 2 月 6 日 要請先:白老町婦人団体連絡協議会 出前者:女性議員 3 名 (吉田和子、土屋かづよ、西田祐子) 平成 19 年 7 月 21 日 要請先:日東わかば会(老人クラブ) 出前者:議長、民生常任委員
		現状においては、議事堂の開放事業の要請がなかったことから 実施に至っていないが、町側における積極的な活用を望むことと した。						
	告書の配付	傍聴者が議会を身近に感じて議会との新しい接点を見出すため、サービスの一環として各定例会毎に実施している。 傍聴者からは、会議の進行状況等がわかりやすくなったなどの 意見が聞かれるので、今後も継続して実施することとした。	*				→	継続実施中であり、傍聴者の利便性を検討する。
		本会議・委員会への持ち込みは概ね守られているが、更に今後 も意識の向上を図るため継続することとした。	•				-	平成 16 年 3 月定例会 全議員へ通知 (第 1 次改革:平成 11 年 3 月定例会で全議員通知済み)
		町側へ要請したところであるが、現庁舎での設置は難しいとのことである。 今後も継続して要請していくこととした。			3月			平成 16 年 3 月 9 日 白老町に対し要請書により申し入れ (第 1 次改革:平成 11 年 2 月 3 日付で要請済み)

改革区分	改革の項目	検 証 結 果 と 今 後 の 取 り 組 み		実	施計	画		具体的な実施状況
以丰色刀	以中以共口		H14	H15	H16	H 17	H18	
	および議会ビデオ貸出・ 放映	平成11年6月定例会から夜間議会として、継続実施してきたが、傍聴者も年々減少傾向にある。 「休日・夜間」のいずれかが適当であるのか検討を要するところであるが、来年の傍聴者の状況を見極めて再考することとした。 また、議会ビデオの貸し出しと放映については検討課題としていたが、現在町側において、インターネットによる「地域情報化推進計画」が進行中であることから、議会としても、これに移行する必要性があるかどうか十分検討することとした。	•					平成 14 年 3 月 14 日~15 日 夜間議会 ・ 第 1 回定例会 代表質問 5 名 ・ 午後 6 時~9 時まで 傍聴者: 1 8 名 (14 日: 3 人、15 日: 15 人) 平成 15 年 6 月 23 日~24 日 夜間議会 ・ 第 2 回定例会 代表質問 4 名 ・ 午後 6 時~9 時まで 傍聴者: 144 名 (23 日: 85 人、24 日: 59 人) 平成 16 年 3 月 16 日~17 日 夜間議会 ・ 第 1 回定例会 代表質問 5 名 ・ 午後 6 時~9 時まで 傍聴者: 34 名 (16 日: 27 人、17 日: 27 人) 平成 17 年 3 月 16 日~17 日 夜間議会 ・ 第 1 回定例会 代表質問 5 名 ・ 午後 6 時~9 時まで 傍聴者: 18 名 (16 日: 6 人、17 日: 12 人) 平成 17 年 3 月 14 日~15 日 夜間議会 ・ 第 1 回定例会 代表質問 5 名 ・ 午後 6 時~9 時まで 傍聴者: 6 名 (14 日: -人、15 日: 6 人)
5.議会の情報公開		議会も情報公開条例の実施機関に入り、平成12年1月1日から制度がスタートしている。この主旨を踏まえ、特に各委員会の積極的な公開に向け、議会だより・町広報をはじめ報道(新聞)機関の協力を得て、日程・審議内容等を周知している。したがって以前には見られなかった傍聴者数に至っている。また、情報公開に鑑み、委員会記録の全文議事録化や本会議の議事録のインターネットによる公開を推進するほか、開示文書の基準を明確化した。 今後も、積極的に対応し、開かれた議会を目指して行くこととした。	•				•	情報公開における開示請求実績 平成 15 年 請求 2 件 平成 16 年 請求 4 件 平成 17 年 請求 2 件 平成 18 年 請求 2 件 (H18.11 末実績)
6.議員の倫理について	討	議会の規律としての品位を保ち、政治倫理の確立を期し、もって町政の健全に資することを目的として、平成11年3月条例制定(議員提案)。また、正副議長は、議会にあって中立性を保つ立場にあることに鑑み、公職の候補者等の後援団体の役員の就任を規制することとしたが、公職選挙法の主旨から倫理条例への追加は適当でないと判断し、「申し合せ」事項での取り扱いとした。今後も町民の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、町民の負託に応えるため倫理の向上に努めることとした。						第2次白老町議会改革項目 2-4 (参照)